

令和2年6月19日
令和2年7月6日(改訂)
令和2年9月8日(再改訂)

学生の皆様へ

山陽学園大学・山陽学園短期大学

県外への移動について(9月23日～)

- 感染の再拡大を受けて -

標記の件について、6月19日及び7月6日にお示したところですが、「新しい生活様式」等が定着しつつある状況を踏まえ、以下の通りの対応といたします。なお、学科独自で追加の指示がある場合は、それに従ってください。

1. 学外実習、就職活動、帰省等やむを得ない移動

○感染者が多く検出されている地域(直近1週間の新規感染者数が人口10万人当たり2.5人程度以上に該当する地域)への移動

- ・移動先の流行状況(<https://hazard.yahoo.co.jp/article/20200813#number>)、都道府県が出す情報等をその都度、届け出の際にこまめに確認し、アドバイザー又はクラス顧問に別紙「県外移動届出書兼誓約書」により届け出た上で、実施してください。
- ・厚生労働省から公開されている新型コロナウイルス接触確認アプリを活用してください(ガラケーは除きます)。陽性者との接触確認の通知が届いた場合には、速やかにアドバイザー又はクラス顧問に連絡をしてください。
- ・移動先では、カラオケ、ライブハウス等、集団感染が起こりやすい場所には行かないでください。
- ・帰岡後、登校前に、健康チェック票及び県外行動記録票を、メール・FAX等で、アドバイザー又はクラス顧問に提出してください。
- ・移動先での行動状況等によっては、帰岡後一定期間(原則7日間～14日間)の自宅待機をお願いすることがあります。
- ・上記の自宅待機をお願いする期間については、学校保健安全法第19条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため出席停止とし、欠席として扱いません。該当する学生は、**教務部に電話で連絡**をして指示を受けていただくと共に、自宅待機の期間が終了した後に「欠席届」を教務部に提出してください(県外への移動を証明する書類等の添付は不要です)。なお、自宅待機の期間中に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに教務部に連絡をしてください。

※ 寮生については別途学生部にご相談ください。

○それ以外の地域への移動

特に、移動制限はありません。

2. 観光等、不要不急の移動

原則として、自粛してください。

3. 新しい生活様式の実践

緊急事態宣言は解除されましたが、今後も新型コロナウイルス感染拡大のリスクが懸念される地域もあります。皆さんは感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例を踏まえ、引き続き感染拡大防止に努めるようお願いいたします。

なお、今後の状況の変化や、国及び地方自治体からの指示などにより、予定を変更する場合がありますので、大学HPをよく見て確認をしてください。